

令和6年12月26日（木）午後2時

大阪広域水道企業団

経営管理部総務課（人事グループ）

電 話 06-6944-6046（直通）

F A X 06-6944-6868

職員の処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分日	令和6年12月26日
2 被処分者	経営管理部総務課 課長級職員（技術）、59歳
3 処分内容	停職 6月
4 処分理由	被処分者は、令和2年4月から令和6年8月にかけて、相当の理由なく無届の早退・欠勤等を繰り返し、給与を不正に受給するとともに、適正な出張申請を行わずに旅費を不正に受給した。

※ 年齢は処分日現在